

島本町教育委員会 会議録（令和5年第6回 定例会）

日 時	令和5年5月19日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時17分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	細見知子教育委員
議 題	<p>第12号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について</p> <p>第13号報告 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について</p> <p>第14号報告 島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び教科用図書選定委員会調査員の任命の臨時代理について</p> <p>第23号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部改正について</p> <p>第24号議案 島本町文化推進委員会規則の廃止について</p> <p>第25号議案 令和5年度教育費補正予算（案）について</p> <p>第26号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>第27号議案 島本町いじめ防止等基本方針の改定について</p>
議 決 事 項	第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和5年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第12号報告「令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第12号報告「令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明させていただきます。

本案件は、令和5年5月17日に開かれた町議会5月臨時会議に提出したものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

始めに、歳入でございます。

雑入、小学校給食費90万7,000円及び中学校給食費47万7,000円につきましては、食料品の価格高騰に伴い、令和5年6月から小中学校の給食費を値上げすることから、小中学校教職員等の自己負担分に係る徴収額が増額となるため補正するものでございます。

なお、小中学校の児童・生徒に係る保護者負担分につきましては、今回の増額分は公費負担となるため、令和5年6月から令和6年3月ま

で従前どおりの負担となります。

続いて、歳出でございます。

最下段の歳出内訳説明書を御覧ください。

学校管理費（小学校費）、給食事業の需用費、賄材料費 8 6 2 万 6, 0 0 0 円及びその下の学校管理費（中学校費）、給食事業の需用費、賄材料費 4 0 1 万 4, 0 0 0 円につきましては、歳入と重複する部分もございますが、食料品の価格高騰に伴い、令和 5 年 6 月から小中学校の給食費を値上げすることから、小中学校の給食費に係る食材の高騰相当分を負担することにより増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

令和 6 年からは何か考えはあるのでしょうか。給食費は上げていくということでしょうか。

教育総務課長

今回の内容としましては令和 5 年度末までの内容なのですが、令和 6 年度以降に関しては現在のところ未定でございます。これから価格が高騰してまいりますと、現在の今回補正させていただいた額では賄いきれないケースもございますので、その際にはまた改めて適正な価格について検討してまいりたいと考えております。

教育長

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第 1 3 号報告「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第 1 3 号報告「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について」、御説明申し上げます。

島本町子ども・子育て会議委員の委嘱に当たりましては、教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定により、教育委員会会議の議決を要するものでございますが、去る令和 5 年 4 月 2 6 日に開催予定であった令和 5 年第 5 回教育委員会定例会が流会となり、同委

員の任期開始としている令和5年5月1日までに教育委員会議の招集を行う時間的余裕がなかったことから、同規則第3条第1項前段の規定に基づき、同委嘱案につきまして、これを臨時に代理したところでございます。

そのため、同規則第3条第1項後段の規定により、報告させていただくものでございます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

資料7ページを御覧ください。「島本町子ども・子育て会議委員名簿」でございます。

前委員におかれましては、令和5年3月31日に任期満了となりましたことから、新たに委員を委嘱したものでございます。

まず、2番の岩淵氏におかれましては、平安女学院大学の国際観光学科で教授を務められており、環境政策分野や幼児教育分野について、研究されている方でございます。

次に、4番の盛喜氏及び5番の河合氏におかれましては、公募委員の募集に御応募いただいた方について、公募委員選考委員会における選考が実施され、その結果に基づき、委員候補者として決定した方でございます。

次に、6番の五十嵐氏におかれましては、事業主を代表するものとして、医療法人清仁会水無瀬病院で作業療法科長を務められている方でございます。

次に、8番の山崎氏におかれましては、去る令和4年4月1日に開設されました認定こども園ゆいの詩の園長を務められている方でございます。

次に、9番の山崎氏におかれましては、山崎保育園の園長を務められている方でございます。

それ以外の皆様におかれましては、前任期から引き続き委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和5年5月1日から令和7年3月31日までとなっております。

続きまして、資料8ページを御覧ください。島本町子ども・子育て

会議の概要をお示ししております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

公募は何名あったのかということと、公募の方を選ばれた基準を教えてくださいたいです。

子育て支援課長

御公募いただいた人数でございますが、2名の方から御応募を頂戴いたしました。選考基準でございますけれども、18歳以下のお子さんを育てられている方ということが要件でございます。選考基準といたしましては、作文を御提出いただきまして、その内容と、応募用紙にかかれておりますこれまでの履歴、略歴におきまして、求める委員像といたしまして、子ども・子育て施策の全般について本町の現状を御理解いただいて、率直かつ現実的な御意見をいただける方ということで御審議いただいて、今回委員を選定したものでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第14号報告「島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び教科用図書選定委員会調査員の任命の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第14号報告「島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び教科用図書選定委員会調査員の任命の臨時代理について」、御説明申し上げます。

教科用図書選定委員及び調査員の委嘱にあたりましては、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号及び第19号に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、令和5年4月26日に開催予定であった第5回定例会が流会となり、事務処理の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則

第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時代理した内容について御説明します。

まず、資料の11ページをお開きください。

令和5年度小・中学校教科用図書選定委員会委員として、町内各小学校長及び保護者代表として第一小学校PTA会長、教育委員会事務局職員として教育推進課長を令和5年5月15日付けで委嘱しております。

次に、資料の12ページをお開きください。小・中学校教科用図書選定委員会調査員として、町内各小学校の教職員を本日付けで委嘱する予定となっております。

なお、任期はいずれも令和6年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

調査員の推薦という推薦者名簿があるんですけども、推薦の要件というか基準というものはあるのでしょうか。あれば教えていただきたいです。

教育推進課参事

各小学校の校長に依頼をいたしまして、各教科の専門的知見を持っているものということで、各校長からの推薦をもって推薦者と致しております。

教育委員

選定委員会の委員でPTA会長お一人入っておられます。この方は輪番ですか。今第一小学校のPTAが選ばれていますが。

教育推進課参事

お見込みのとおりでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第23号議案「島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めま

す。

次長兼生涯学習課長

それでは、第23号議案「島本町立歴史文化資料館設置条例施行規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

始めに、資料の15ページから35ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、37ページをお開きください。

まず、提案理由は、歴史文化資料館を、住民交流の場として提供するために必要な事項について、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

資料の39ページをお開きください。

今回の主な改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第4条は、最終入館時間について新たに明記するものでございます。

一番下の、第9条、第10条は、使用の申請及び許可の手続き等について規定するものでございます。

第11条は、使用時間について規定するものでございます。

第12条は、使用料の減免について規定するもので、全額もしくは5割の額の場合について定めております。

第13条は、使用料の還付について規定するものでございます。

第15条は、使用者が使用を取り消したり変更をしたりする際の手続きについて規定するものでございます。

第17条及び第18条は、使用者及び入館者の義務について規定するものでございます。

第20条及び第21条は、利用制限及び損傷等の届出について規定するものでございます。

様式第3号から第6号までは関係条項を改めるもので、様式第7号から第13号までは今回必要な様式を新たに定めるものでございます。

施行期日は、令和5年7月1日です。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

こういった施設を住民の皆様にご利用を促進していただけるのはとても有り難いことだと思うんです。私も教育委員になるときにも島本駅前資料館に時間があって行かせていただいたんですけども。

この施設利用に関して、申請書の様式を作ってくさっているんですけども、これは書面での提出が義務付けられるということでしょうか。

次長兼生涯学習課長

今現在の予定といたしましては、紙での届出をお願いしようと考えています。届出先につきましては、歴史文化資料館の中で申請していただくということで考えています。

教育委員

私がこの間行かせていただいたときも、利用される方がどちらかといえば年齢層的には高い傾向もありますので、足を運んで直接行って、ということではない方法が何かとれるといいのかなと思いつつ、でも、そうだとすると、逆に、例えばオンラインとかに対する使い方の慣れということもあって、難しいところだとは思いますが。あるいは逆に、年齢層、使用者層を下層に広げていくという意味で考えると、オンラインの申請ができるようになると、今後広がっていきやすいのかなと思いましたが、また今後そういうことを視野に入れていただけたらなと思います。

次長兼生涯学習課長

手続きについては、今、世の中の流れではオンラインで手続きという流れになっていっているのかなと思っております。ふれあいセンターの方で、オンラインでという流れになっておりますけれども、おっしゃるように、今後、資料館の方でオンラインの手続きをやっていくとなると、システムの導入等もございまして、それに見合った件数等もどうなのかなというのもございまして。今回、改めて7月1日施行で、今回資料館の方を御利用される方については、条例上の届出をしていただくということで新たに始めさせていただきますので、ちょっと様子を見ながら、今後のオンラインにできるようにというのは、必要な場面がまいましたら導入の方を考えていきたいと思っております。

教育委員

改正するに至った理由を教えてください。以前は損害賠償が第9条に入っておりましたが、この度第21条にそれが変わるといえるのでしょうか。

次長兼生涯学習課長

今回条例の改正等をさせていただいた理由でございますけれども、まず、資料館の使用につきましては、これまで町の方で内規という形で住民の皆さんにお貸しさせていただいておりました。しかしながら、資料館の使用につきましては、地方自治法の第238条の4の第7項、行政財産目的外使用に基づき、先ほど申し上げた町の内規、町立歴史文化資料館団体使用基準に基づく内規でしておったんですけれども、一方で地方自治法の第244条の2の第2項において、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例に定められておりますことから、管理事項に関する事項でございますので、施設の使用に関する事項の義務化によって今回条例改正して、住民の方に広くどのような形で借りることができるのかということをお知らせさせていただいた上で、資料館を一般貸し出しする、ということで条例改正の方をさせていただきました。今回はその手続きによるルールのための施行規則を改正させていただくという形で、7月1日付で改正をします。10月1日からは、使用料が1時間半で800円かかると。申請手続きとしては3カ月前からできるということで、今回施行規則の方を改めさせていただきたい、ということでございます。

それから、第21条の「使用者及び入館者は、施設及び付帯設備その他器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出てその指示を受けなければならない。」ですけれども、こちらにつきましては、第9条の文をこれまでは利用者、来られる方とか、入館された方、内規に基づいて貸し出しをしていた方、これらを全て含めて利用者という形にしておったんですが、今回、利用者と入館者を明確に明文化したことによって、改正を21条の方にさせていただきました。内容については、ほとんど同じ内容で書かせていただいております。

教育委員

ということは、賠償まではいかなくても、その指示によって、もしかしたらそうなる可能性があるという含みがある？ないんですかね。

次長兼生涯学習課長

それは内容によって今後協議をしていく形となります。

教育長

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようございますので、可決することに決しました。

それでは、第24号議案「島本町文化推進委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第24号議案「島本町文化推進委員会規則の廃止について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

始めに、資料の55ページに記載しているものが、今回の廃止規則案でございます。

続いて、56ページお開きください。

廃止の理由は、令和5年第2回教育委員会定例会議の第5号議案で「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」において附属機関である島本町文化推進委員会を廃止したことに伴い、その下位法令である本規則も、連動して廃止するものでございます。

施行期日は、令和5年8月1日に施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

文化推進委員会というのがどういう委員会なのかを教えてくださいたいのと、廃止ということはもうなくすということで、もしなくすのであればその弊害みたいなものはないでしょうか。

次長兼生涯学習課長

島本町文化推進委員会は、昭和62年より本町の文化財の保護、伝統文化の活性化を推進するため設置しておりました。本委員会では平成20年の町文化財保護条例の制定以前において、町内の文化財の掘り起こしをはじめ、町立歴史文化資料館の開館や史跡桜井駅跡の整備、文化推進計画等、多くの案件に対して意見具申をいただいております。しかしながら、近年の主な役割といたしましては、生涯学習課が作成した保存・継承・活用策を講じるべく、町の文化財を登録した「町指定文化財等候補リスト」について、事務局に加除・修正などの報告を求める以外、委員の見識を高めるため視察や研修、講習会の実施が主な活動内容となっております。特に、「町指定文化財等候補リスト」につきましては、本町の学芸員が専門的見地から作成したものであり、また、島本町文化財保護条例制定以降、島本町文化財保護審議会において、高い専門的見地から文化財が保有する価値について御教示いただき、文化財指定の具申をいただいております。また、その他の音楽や美術等の文化全般につきまして、地域の意見を反映する必要性が生じた際には、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行う機関である島本町社会教育委員会が行っております。これらの事情等を勘案し、島本町文化推進委員会で担っていた役割は、島本町文化財保護審議会及び社会教育委員会にも、島本町文化推進委員会の役割は引き継ぐことによって、島本町文化推進委員会の役割は一定終えたものと判断いたしましたので、今回、廃止をするものでございます。

教育委員

社会教育委員会議会で引き継ぐのであれば、何か改正とかはいらないんでしょうか。

次長兼生涯学習課長

今現在も社会教育委員の方には、各スポーツであったり文化系の団体からも委員として入っていただいておりますので、そちらの方で更に必要に応じて委員の見直し等もしていく必要があるかと思っておりますが、直ちに改正していく必要性というのは今のところ考えておりません。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第25号議案「令和5年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第25号議案「令和5年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、6月23日から開かれる町議会6月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案資料61ページをお開きください。

債務負担行為でございます。

今回、2件の債務負担行為を設定しております。

設定理由としましては、小学校及び中学校給食調理等業務委託について、現在の全ての契約が本年度末で期間満了となりますため、令和6年4月1日から円滑に事業を実施できるよう、本年度中に入札を執行し、契約を締結するため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 期間については6年度と言われてましたが令和5年度から8年度でいいんですか。

教育総務課長 設定につきましては5年度からなんですけれども、5年度設定の理

由としましては、契約に係る事務を進めるために5年から設定しています。ただし、委託料の発生については、令和6年度から3か年として36カ月分の委託料として支払うこととなっております。

教育委員 補正の予算としてますけれども、5年度末の契約に対して6年度からということは、昨年度以前から見込まれていたものなので、補正ではなく本予算の中でではなくて、あえて補正になっているところを教えてください。

教育総務課長 おっしゃるとおり本来であれば令和5年度の当初予算において債務負担行為を設定する必要がございました。その点補正予算に失念しておりまして申し訳ございません。そのため、6月議会において補正予算において負担行為を設定させていただきまして、出来るだけ早い入札を執行して契約を締結してまいりますので、6月の議会に提出する予定となっております。今後そのようなことのないように気をつけてまいります。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第26号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長 それでは、第26号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、島本町文化財保護審議会委員から、より多様な専門的

意見を徴するため、定数を1名増員したことに伴い新たに委嘱をお願いするものでございます。

資料の65ページをお開きください。

これまで本審議会では、町指定文化財に係る答申を主に行うことが多かったため、委員の構成は、美術史1名、古代史1名、中世史1名、近世史2名の計5名でございました。

一方で、本町の文化財行政といたしましては、埋蔵文化財に関する業務も多々ございますことから、本町の文化財行政の充実を図るためにも考古学を専門とし、また、本町の埋蔵文化財を語る上で、水無瀬離宮跡を欠かすことができませんので、宮殿の発掘調査に見識の深い方として、表の一番下の鈴木久男氏の委嘱の議決を求めるものでございます。

なお、鈴木氏のこれまでの経歴といたしましては、(公財)京都市埋蔵文化財研究所課長、京都産業大学文化学部教授、また、他にも多くの各種審議会委員を歴任されておられます。

任期は、令和5年6月1日から令和6年12月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第27号議案「島本町いじめ防止等基本方針の改定につ

いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第27号議案「島本町いじめ防止等基本方針の改定について」、御説明申し上げます。

資料69ページを御覧ください。

本町におきまして、平成25年度に「島本町いじめ防止等基本方針」策定した後、令和3年3月に一部を改訂し、いじめ防止等のための対策を推進してまいりました。そしてこのたび、令和4年度に開催いたしました「島本町いじめ等対策委員会」において、委員の方々に御助言いただいたことを踏まえ、いじめ事象が発生した際の、各学校から教育委員会への報告の方法等を見直すとともに、新たに資料100ページでございます「様式1 教育にかかわるいじめ事象 学期末報告」を作成し、別添のとおり「島本町いじめ防止等基本方針（改定案）」を作成いたしました。

具体的な変更点といたしましては、92ページ(6)「教育委員会に報告する」において、これまでは、いじめ事案の報告には必ず101ページの様式2を使って報告すること、としておりましたが、今回の改定により、いじめ各事案のレベルに応じた報告の方法として、レベル1に相当する事案につきましては、新たに作成した100ページの様式1を使用し、レベル2以上に相当する事案につきましては、様式1に加えて、これまでと同様に101ページの様式2を使用して報告すること、といたしました。事案の「レベル」につきましては、大阪府教育庁から通知されている資料105ページでございます「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」を参考にすることとしております。また、今回の報告方法に変更に伴い、資料103ページ「いじめ事案報告対応フローチャート」につきましても、加筆修正をしております。

教育委員のみなさまに御審議いただき、御可決賜りましたら、各学校へ周知し、このいじめ防止等基本方針にのっとり、いじめ等防止対策を推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

られて、文科省の当時の部局の課長の方とかのお話を聞くことがあったんですけれども、そのときに、例えば「算数の時間になかなか問題が解けなくて、一生懸命自分で考えていたら隣の子が教えてくれた。それが自分でやりたかったのに教えてくれてとても嫌だった。嫌な思いをしたんだ。」というの、「自分が嫌な思いをした」、「この子から嫌な思いをさせられた」、ということで、「いじめにつながることでしてそういうふうに先生方見てくださいね。」という話があったんですけれども、別の先生が、「それまで言われたら学校では数を挙げていったらきりなく、挙げていくことの労力の方がとても大変になる。」という話があったので、どこからどこまでがいじめというのか、どこからはじまるのがいじめなのか、ということって、とてもデリケートなことだと思っていて。でも、「いじめの疑いがあれば」というお話がありましたので、それを、少なくとも今まではそこまでいかないだろうということで重大案件にはならない、認定まではいかないだろうということで挙げていかなかったのが、今回挙げやすい様式を作られて、少なくとも、もしかするといじめにつながるかもしれない、いじめの芽のところでもカウントしていかれるというのはとてもいい方法だろなと思っていて、当時の、もう今から7年前のときだったんですけれども、やはり「いじめの件数が少ないからそこはいじめがない。」というのではなくて、「件数が少ないのは先生の目が行き届いていないのかもしれない、だから件数が挙がるっていうのはむしろ件数を挙げてくれる方がいいんだ。」というお話をいただいたので、今回こうやって舵を切っていかれるのはとてもいい方向だなと思っておりますので、声がそのまま通っていったらいいなと思っております。

教育委員

私たち、教育現場にずっと居て、なかなか難しい問題で、こういう事案らしきものを教育現場でまずは共有するということが大事で、そこでいろんな教諭の目で、これが発展するものなのか、それともそうでないものなのか、そこが一番重要だと思うので、その上でレベルに分けて挙げていく、つまり挙げやすくしていくことが非常に重要だと思いますので、そのように進めていただければと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。